

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和6年5月27日（月曜日）
午前10時開会 午後2時35分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美

欠席委員（1名）

委 員	柳澤	健二
-----	----	----

説明のため出席した者（27名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
消防長	檜山	保明
消防次長	堀本	良博
秘書課長	浅川	邦子
政策企画課長	佐々木	啓

行政経営課長	天貝 健一
D X 推進課長	土田 俊紀
財政課長	瀬古澤 時人
広報広聴課長	富田 知伸
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
教育総務課施設係長	稲葉 智之

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 おはようございます。本日は柳澤委員が欠席という御連絡を受けております。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和6年、5月27日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)、消防団管理事業について、執行部より説明を願います。

○堀越警防救急課長 警防救急課の堀越です。資料①令和6年度土浦市一般会計補正予算をお開きください。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)について、御説明させていただきます。本補正は、消防団管理事業となります。1、補正理由につきましては、本年度の当初予算は、令和6年1月の時点で、退職報償金支給対象者が25名で確定しておりましたので、25名で退職報償金を算定し、予算計上しておりました。2月以降、新たに退職報償金支給対象となる4名の団員から退職の申し出がありましたので増額補正し、退職報償金を支給するものでございます。2、補正額につきましては、歳出8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、補正前1,047万8,000円、補正額167万7,000円。補正後の報償費は1,215万5,000円となり、消防団員の退職報償金を支給するものでございます。3、歳出根拠につきましては、土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき歳出しております。退職報償金の支給条件につきましては、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表のとおり支給するものでございます。4のその他についてですが、通常、退職報償金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から土浦市が消防団員に支給する退職報償金と同額、歳入として入金されますが、今回の退職者の中に、土浦市独自の役職である、本部員の者が含まれており、土浦市の条例の支給額の区分と国が定める支給額の区分が異なることから、退職報償金の歳出歳入に差異が生じてしまいます。不足した金額に関しましては、土浦市の予算からの持ち出しとなり、条例で規定された金額を支給するものでございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 次回の委員会まででいいですが、消防団に入団するまでの手続と、退職するときの退職届の通知をいつまでにするのかとか、そういう規定があったら、資料として出していただければ。それから、消防団の本部員になるのに、いろいろ規定があると思うので、もしよろしければ資料として出していただけたらと思います。

○堀越警防救急課長 では、篠塚委員のおっしゃったものに関して、資料を提出させていただきます。

○奥谷委員長 それでは、よろしく願いいたします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、報告事項に移ります。資料②消防庁舎整備事業について、説明をお願いします。

○**持丸消防総務課長** 資料②消防庁舎整備事業（概要）お開きください。それでは、消防庁舎整備事業の御説明をさせていただきます。1、外部検討委員会にて示された候補地エリアの考え方について。令和5年度に4回開催いたしました外部検討委員会におきまして、南分署、荒川沖消防署を集約し、現5署体制から4署体制を構築し、新たな消防庁舎の候補地は南分署と荒川沖消防署の中間地点が望ましいとされ、右上の図①にあります中間地点エリアが示されたところでございます。2、エリア内から選定された候補地について。上記のエリアから、右下の図②の右靱地内の国道125号線バイパスと県道土浦竜ヶ崎線の交差点付近を候補地といたしました。また、候補地を選定するに当たり、以下の四つの要件を軸に検討してまいりましたので、御説明いたします。①常磐線より東側、かつ主要幹線道路沿いであること。つきましては、市を常磐線で東西に分割した際に、現在、東側に位置するのは南分署のみとなっております。大規模災害時、踏切や高架道が通行不能になった場合、市東側を広くカバーするため、常磐線より東側に整備することが望ましいと考えられ、また、災害現場に早期に到着することは、消防業務の基本であり、大規模災害時、被災地には、県内外から大型消防車両が集結し、その対応拠点となることを考慮すると、交通アクセスの良い立地は、必須条件であると考え、本市を縦断する主要幹線道路を国道6号線と県道土浦竜ヶ崎線とし、東側の主要幹線道路となる県道土浦竜ヶ崎線沿いに位置することが望ましいとされました。つぎに、②ハザードマップエリア外であること。つきましては、あらゆる災害に対し、消防庁舎は安全性を確保しなければなりません。被害が想定されるエリアを避け、災害に強く持続可能な庁舎を目指してまいります。つぎに、③敷地規模面積及び費用の経済性・効率性の観点となります。一般財団法人消防防災科学センターの試算で必要とされた執務及び24時間勤務するための生活スペース、訓練施設等の整備及び大規模災害時の消防本部のバックアップ機能を有するために、必要な規模の用地であることと、所要の上下水道等のインフラ整備、擁壁・切り土等の土地整備、緊急車両の出動を容易にするための道路整備等を考慮し、経済的かつ効率的な整備が可能と考えております。つぎに、④近隣住民への配慮となります。昼夜を問わないサイレンや訓練の騒音問題などに配慮し、半径200メートル以内に住居等が少ない用地であることを踏まえ、以上、四つの要件を考慮し、今後、用地交渉等の準備を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**古沢委員** おおよその面積はどのぐらいあるんですか、そこは。今調べた段階では。

○**持丸消防総務課長** 今現在、調べている状況ですと、7,500平方メートル以上ある状況でございます。

○**古沢委員** それだけあれば十分ですか、訓練とか入れても。

○**持丸消防総務課長** 情報防災科学センターの方の試算で出していただきまして、人数と訓練施設というのを試算しますと、7,500平方メートル以上あれば、対応はでき

るでしょうという回答はいただいております。

○古沢委員 今読んだ条件にぴったりだ、あの場所はね。人家は1件だけかな、近くにあるのは。200メートル以内には。最高の所ですよ、交通の便がいいしね。だから、土浦で一番いい消防署になっちゃうね、多分。

○目黒副委員長 三中地区、四中地区が今まで荒川沖消防署と南分署が該当していたと思うんですが、近隣の住民の方へ説明会等を予定はされていますでしょうか。

○持丸消防総務課長 現段階のスケジュールでは、総務市民委員会で報告をさせていただいた後、全員協議会での報告となります。その後、区長さん及び住民の皆様に説明をと今計画を立てている状況でございまして、決まり次第、御報告させていただければと思っております。

○目黒副委員長 私もあの通りをよく通りまして、事故を数件見かけたことがありまして、その辺りの安全対策が非常に重要だなと通る度に思っておりまして、あの場所にできるということなので、しっかりと警察の協議等も計画はされていると思っておりますが、具体的にと言っても、まだこれからですよ。

○持丸消防総務課長 今警察のほうとも協議をしております、あの場所ですと、直接消防車両が出ることの動線のほうは良いとされているのですが、やはり交差点付近の横断歩道であったり、停止線であったりというところは、今現在警察と協議中でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③第51回茨城県消防救助技術大会について、説明をお願いします。

○堀越警防救急課長 資料③第51回茨城県消防救助技術大会についてをお聞きください。第51回茨城県消防救助技術大会について、御説明いたします。開催日時は、令和6年6月15日土曜日9時から開催予定でございます。主催は茨城県消防長会となります。場所は、筑西市の筑西広域市町村圏事務組合消防本部となり、訓練内容は、陸上の部として、ロープブリッジ救出、障害突破、引揚救助の3種目が行われ、本市からは5チームが出場予定でございます。その他といたしまして、昨年同様、茨城県立消防学校の訓練場が改修中のため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の訓練場での開催となりますので、会場の都合上、無観客での開催となります。本市の昨年度の成績でございますが、ロープブリッジ救出の1チームが、成績上位となり、栃木県宇都宮市で開催されました消防救助技術関東地区指導会に出場しております。今年度の関東地区指導会の会場は、千葉県市原市の消防学校となっております、開催日は、7月18日木曜日の予定でございます。なお、全国救助大会は8月23日金曜日に千葉県市原市の消防学校にて開催予定でございます。茨城県では、個人種目を各消防本部で持ち回りでの出場となっております、本市からはロープ応用登はんの部に出場することが決定しております。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④第66回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、説明をお願いします。

○堀越警防救急課長 資料④第66回土浦市消防ポンプ操法競技大会をお開きください。第66回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、御説明いたします。日時は、令和6年7月7日(日)8時30分から開会式となり、小雨決行で実施いたします。場所は、土浦市消防本部屋外訓練場で開催となります。出場分団は、土浦市消防団のうちポンプ車が配置されている24箇分団が対象となります。競技内容といたしまして、消防ポンプ車を用いて、設置された防火水槽から給水し、火点と呼ばれる的をめぐり、放水体勢をとり、火点の的を倒し、そのタイムと操作員の動作を得点化し、消火技術の手技を競うものがございます。主催は、土浦市消防団、土浦市消防本部。その他といたしまして、優勝したチームは土浦市、つくば市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市の5市が出場する茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会に出場いたします。このほか、小型ポンプが配置されている14箇分団の中から毎年1チームが持ち回りで同大会に出場いたします。今年度は、大畑地内の第32分団が出場予定でございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○檜山消防長 その他、ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

○滝田委員 消防団員について、令和6年度に新しく入った方というのはどれくらいなのか、男性消防団員と女性の消防団員、それぞれ何名ずつ、今年に入ったのかというのが分かればお願いいたします。

○堀越警防救急課長 警防救急課です。今年度は18名入団した状況でございます。男女の比率は、申し訳ありませんが、確認できませんが、現在女性消防団員は17名在籍している状況でございます。

○滝田委員 ありがとうございます。新治地区は、だんだん新しい方が入りづらくなっているという部分もあるので、団員さんも高齢化になってきて、なかなか辞められないということもありますので、自分たちが協力できるものがありましたら協力いたしますので、今後とも入団のための活動をよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ないようですので消防本部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基

づきまして、資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）、政策企画管理事業について、執行部から説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算（第1回）につきまして、御説明をさせていただきます。1の補正の理由を御覧いただきまして、本市が登場するアニメ機動警察パトレイバーを活用した二つの地域活性化事業に関する予算計上でございます。2の補正予算額を御覧いただきまして、一つ目の事業はデッキアップイベントの開催費用でございます。このイベントは、これまでも全国各地で開催され人気を博しているイベントで、映画で使用された実物大の人型ロボットイングラム、高さ8メートル、幅が4.5メートル、この巨大ロボットを、8月上旬に開催するキララまつりにおいて立ち上げるデッキアップイベントを開催したいというものでございます。資料を1枚おめくりいただき、こちらにデッキアップ時の写真を掲載させていただきましたが、キララまつりの1日目となる8月3日土曜日に、亀城公園バス停付近において、実施いたしたいと考えております。資料1ページにお戻りいただき、その上で2の補正予算額ですが、当日は、このイベントを盛り上げるために、キャラクターの声を演じた声優さんなどにMCをお願いしたいと考えております。そちらの報償費や、当日配布を予定している市と土浦警察署とコラボしたパトレイバー仕様のクリアファイルを作成するための消耗品費、警備費や音響なども含めたデッキアップ等の委託料、そして関連イベントとして、亀城プラザにおいて1週間前から展示イベントを開催する予定でございますが、そちらで使用する展示品の借上料などがございます。二つ目の事業は、パトレイバーマンホールの制作及び設置についてでございます。先月26日から、第3弾となるパトレイバーマンホールカードを、市民ギャラリーで配布しております。ゴールデンウィークだけで、3,000人を超える皆様にお越しただくなど、大変好評をいただいております。また、このマンホールカードの配布とあわせて、同日から、市役所1階のキララ館とまちかど蔵において、これまでガチャガチャとして販売していなかったマンホールデザイン、15種類のうち残り3種類となりますが、そちらに、資料1枚おめくりいただきまして、ここで示している新たな3種類のデザインを加えた6種類のガチャガチャの販売を開始しております。こちら、ゴールデンウィークだけで600個近く売り上げている状況でございます。このような状況を踏まえ、この新たな3種類のデザインについては、マンホールとなっていないことから、この3種類のデザインマンホールを作成し、駅前の回遊に資する場所を選定した上で設置いたしたいというものでございます。資料1ページにお戻りいただき、補正予算といたしましては、マンホールの受け部分の修繕料、デザインマンホール作成委託料、著作権使用料、デザインマンホールのプレート及び鉄蓋3セット分の備品購入費の予算計上でございます。また、今回実施する、この2事業の財源でございますが、今般、広沢グループ様から、まちの活性化や子ども、子育て支援事業への活用を目的といたしまして、企業版ふるさと納税で1,000万円の御寄付をいただけることとなりました。これまで、先方と活用方法等について協議を重ねてまいりましたが、この活性化の起爆剤となりうる2事業をこの寄付金の一部を活用して、実施することで了解をいただいたもので

ございます。説明につきましては、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 イングラムを作るということなんですが、これはキララまつりの期間中だけ展示するというので、どういうふうに設置するんですか。

○佐々木政策企画課長 実はイングラム、8メートル、4メートル50のものが、資料の2枚目でございますように、このトレーラーに乗っているような状況でございます。このトレーラーごと持ってきてまして、亀城公園でちょうど駅のほうを向くような形で立ち上げると、そういうイメージでございます。

○篠塚委員 専用トレーラーがあって、それが来るという形なんですね。

○佐々木政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。

○古沢委員 こんな大きさのものは、通れるの。

○佐々木政策企画課長 こちらは、警察とも協議いたしまして、安全部分を含めて、ちょうど亀城公園の前にバス停がございます。あの場所はかなり幅員も14、15メートルぐらいあるといったことで、十分非常時に車が通る部分も確保した上でできるということで、警察も調整済みでございます。

○古沢委員 まずはこの写真にあるような、そんなに大きくはないんでしょ。

○佐々木政策企画課長 高さが8メートルでございます。この写真にあるとおりでございます。

○奥谷委員長 バス停は当日そこを潰してというような形になるのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 キララまつり当日は、皆さんも御存知のとおり、15時から21時まで歩行者天国になっているということで、そもそもバスは通れないような状況になってございます。

○奥谷委員長 分かりました。ありがとうございます。

○菅井委員 すごく魅力的で、今からもうワクワクしかならないと思うんですが、これ、今後も何かやっぱりキララまつり以外とか何か大きいイベント等で継続的に考えるものなんですか。

○佐々木政策企画課長 我々のほうも、今回の状況を見て、今後活用考えたいと考えておりますけども、何せ1回やるだけでも結構費用が掛かりますので、この状況を費用対効果を見ながら、次回以降は研究していきたいとそうように考えてございます。

○小坂委員 このキララまつりの時間的にですね、もう朝からなんですか、それとも、1日だけかな。

○佐々木政策企画課長 一応今調整している中で、1日目の8月3日で、キララまつりは今夏がかなり暑いということで、15時開始になっているといったことで、15時から夜の21時までの間に、3回、4回上げられればと、そのように考えてございます。やはりこのパトレイバーのデッキアップイベントというのは、有名な声優さん方が掛け声を掛けて、音楽と共に立ち上がると、これが一番の魅力とのことでございますので、1回上げて2、30分したら下ろして、また上げてという繰返しになるわけでございます。

○小坂委員 当日はですね、おそらく1日目だと踊りがあるんじゃないかと思いますが、その時に、例えば亀城公園の所しか場所がないんでしょうけど、もうちょっと駅に近いほうだったりしたら面白いかななんていう気もしたんですけど。それはちょっと無理なんでしょうけど、一応。

○佐々木政策企画課長 実行委員会の話の中で、空いているスペースでというお話がございました。また、商工会議所のほうで言っているのが、いつもやっぱり亀城公園のほうに人が流れることがないということで、あの場所でやってもらうのが一番ありがたいという話もございまして、亀城公園前にしたという経緯がございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ水郷筑波サイクリング環境整備事業について、説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 つづきまして、資料①イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)、水郷筑波サイクリング整備事業について御説明いたします。1の補正の理由を御覧いただきまして、観光需要が本格的に回復する中、本市への誘客を強力に進めることを目的として、サイクリングを軸としながら、新たな視点から、ターゲットを絞って本市の地域資源を組み合わせた体験型観光プログラムを造成し、継続的な誘客につながるものでございます。資料一つ飛びまして、3の(1)を御覧いただき、造成する観光コンテンツは2種類ございます。まず一つ目は、企業研修向けのプログラムの造成でございます。具体的には、昨今、都内の大手企業において、若手職員の研修として、メンバーの能力や経験を最大限に引き出すようなチームビルディングといった視点での研修、従業員等の健康管理を経営的な視点から捉えるといった研修、このような研修が増えてきているといった状況でございます。そのような背景を受け、サイクリングとれんこん堀りなど、本市の地域資源を絡めた本市ならではの体験型プログラムを構築するものでございます。二つ目といたしましては、都心から近いという本市の大きな特徴を生かして、都心に居住する子育て世帯をターゲットとして、サイクリングと食資源等を学ぶ体験型プログラムを構築するものでございます。資料3の(2)を御覧いただき、実施内容でございますが、まず、企業等団体向けといたしましては、造成したプログラムをもとに、具体的に販売までつなげることを目標といたしまして観光事業者へ働きかけを行います。また、個人向けといたしましても、微修正を加え、観光事業者において、実際に体験型ツアーとして販売ができるよう働きかけを行います。なお、個人向けにつきましては、オンライン上の旅行会社を活用し、国外からもツアーへ参加ができる環境を整えます。一方で、④を御覧いただきまして、市内の様々な観光資源を紹介することができるサイクルガイドについても育成していければと考えております。説明については以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 これは海外からも来る可能性はあるんですか。

○佐々木政策企画課長 昨年度台湾をターゲットに実施したファムトリップ後、モニタ

ーツアーを実施いたしました。まだその時の受託業者、観光業者のほうで本格販売までは至っていませんが、かなり高評価といたしますか、土浦市の魅力といたしますか、そういったものを感じていただいたと。フェイスブックを使って広告も打ちました。1か月で500万近く広告を打って、1万から2万の方がもうそのアクションといたしますか、そういうのを起こしてくれているといったことで、台湾、まず今台南市と友好交流協定を結んでいる中で台湾をターゲットに、今我々のほうも動いているところでございますけども、かなり期待はできるのではないかなと、そのように思っているところでございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②公共施設再編再配置計画に係る進捗状況等について説明願います。

○天貝行政経営課長 公共施設等再編・再配置計画関連の進捗状況について、4点御報告させていただきます。令和37年における施設の総量30%縮減を目指すための計画を策定している中で、早急に検討が必要な10施設については御案内のとおり閉館や統合などの方針を示したほか、残りの178施設について今後類型別・地区別に配置方針の検討を行い、令和7年度に計画を改定すべく作業を進めているところでございます。この件につきまして、市民説明会及び市民アンケートを実施した結果が1番に記したものでございまして、(1)の市民説明会については4月に各地区に分けて4回実施いたしました。参加者は合計で70名でございまして、大きな反対意見はありませんでしたが、「施設配置については地域バランスに配慮をして欲しい」という意見や、「進捗状況をこまめに知らせて欲しい」または「上大津公民館と支所の複合化は住民の意見を反映して欲しい」などの御意見をいただいたところでございます。(2)の市民アンケートにつきましては、3月から4月にかけて3,000名の各年代の市民を対象に、類型別の方向性(素案)の内容に対するアンケートを行った結果、676件、22.5%の回答がございました。その結果、4分の3、75%の方が「この方向で進めて良い」と回答、更に「一部修正の上進めて良い」が約10%ございましたので、大方賛成の方が約85%を占める結果となりました。このアンケート結果を別添資料にまとめてフォルダ内に登載しましたので、後程御覧いただきたいと存じます。つぎに、2点目です。2番の児童発達支援センターの整備場所についてでございます。上高津の療育支援センターと保健センター内のことばの教室及び早期療育相談の3施設については、再編・再配置計画の中で同一建物に集約した児童発達支援センターを整備する方針を定めたことから、その整備場所の選定基準や比較項目を整理したうえで整備場所の検討を行いました。その選定基準は囲みの中に記載の四つの項目で、①必要な面積が確保できる広さがあること、②立地は利用圏域を踏まえた位置で、交通面で利用者が通所し易い場所が望ましいこと、③機能は周辺施設との連携によるサービス向上が期待できること、④は財源を含めた費用面であります。これらの選定基準を踏まえて、市有財産である矢印下のA旧東崎保育所跡地、B廃館が決定した生涯学習館・勤労青少年ホーム用地、C旧第一給食センター跡地の3箇所を候補地として挙げました。そして先日、内部会議の再編・再配置検討会

議において比較検討を行ったものを別添資料としてまとめましたので、お開き願います。A B Cの候補地を表の左側の四つの項目により比較したもので、①広さにつきましては、建物の延床面積は650平方メートルが必要となるほか、園庭や駐車場用地を考慮しますと3,000平方メートル弱の確保が望ましいところでありますので、Aは駐車場を別途確保する必要がありますが、B Cは面積が確保でき、かつ送迎バスの乗り入れが可能となります。②立地については、水色の位置の面で、Bは土浦幼稚園の隣接地でありますので当該幼稚園との併用通園が容易であることと、その下、緑色の交通の面で道路状況を鑑みますとBに優位性があります。③機能について、Bは土浦幼稚園との交流や土小・一中との連携が期待でき、Cは下高津小との連携が期待できます。④費用については、Aは既存建物を改修して使用できることから事業費が最も低く、Bは既存建物の解体に費用が嵩み、事業費が最も高く見込まれ、Cも既存建物の解体に費用が嵩む見込みです。一方で3案とも国の交付金が見込め、中でもAとBは国の財政措置を最大限活用すると実質負担額を大きく圧縮できますので、既存建物の解体費の圧縮という点でもBに優位性があると考えられます。これらのことから総合的に判断した結果、Bの生涯学習館・勤労青少年ホーム用地が最も適しているものとの判断に至りました。これにつきましては、7月開催予定の外部委員による再編・再配置計画策定委員会で正式に選定する運びとなります。つぎに、3点目、3番の五中地区における公共施設再編の進め方についてです。御案内のとおり、上大津支所を6年度末をもって閉館し、上大津公民館との複合化の検討を行うこととなったことから、五中地区内全体の関連施設を含めた検討を行ってまいります。その対象となる関連施設は(1)の表の下段の老人福祉センター湖畔荘と神立地区コミュニティセンターでありまして、検討する内容は(2)に記したように各施設における①の各機能の利用状況や人口推移などから、今後の求められる機能を予測した上で②の施設の必要量を検討してまいります。そして上大津公民館の具体的な複合化を、コスト等を踏まえて、年中に方針をまとめたいと考えております。その方針決定に当たりましては、地域住民の意向を取り入れる必要があると考えていることから、五中地区の方々と意見交換会を開催しながら慎重に進めてまいります。参加者については五中地区の地区長のほか人数制限はありますけれども参加を希望する地域住民の方を予定しており、記載の時期に3回程度開催して合意形成を図ってまいります。つぎに、4点目でございます。4番の公共施設包括管理についてです。3月定例会の際にも御案内しておりますが、その後、対象業務の追加や包括事業者を対象としたサウンディング調査を行いましたので、御報告するものです。まず、公共施設の包括管理の概要を改めて御説明いたします。左側の図に示したように、これまではそれぞれの施設の所管課が施設管理に関する様々な業務を個々に委託しておりました。これを右図のように取りまとめ課が一括して包括管理事業者に委託し、包括事業者が一括して公共施設を管理するものです。なお、左の図の各課が発注していた公共施設の清掃業務や修繕業務については、今後は包括事業者が発注することになり、これまでどおり、地元事業者に積極的に発注するよう努めるものです。この取組により市の事務負担が軽減されるとともに、包括管理事業者の技術者が各施設を巡回点検する中で応急修繕を行うほか、これ

までは事後修繕の対応を採っていたものを予防保全に切り替えることにより、施設の質の向上と安全性の向上が図られます。(1) 対象施設につきましては、当初、小中学校と地区公民館を予定しておりましたが、事業者とサウンディング調査を行った結果、学校と児童クラブは同じ敷地にあり、効率化の観点から児童クラブを追加し、合計48施設を対象とするものです。(2) 包括管理事業者に委託する具体的な業務は、①消防設備点検業務委託や施設の清掃委託、②の1件130万未満の小規模な修繕業務で、規模の大きな修繕や改修はこれまでどおり、市が直接発注することになります。それから、③巡回・点検業務は、技術者が定期的に巡回・点検を行い、その際、簡単な不具合が見つければ手持ち工具で無償で修繕対応をしてもらいます。米印記載の事業者による追加サービスとは、インターネット上に各施設の劣化状況や修繕履歴、不具合箇所の写真をアップすることにより市側の関係者も情報共有できるというもの、それから、独自のノウハウの提案とは不具合箇所の修繕に優先順位を付けて修繕プランを提案して貰えますので、施設の安全性の向上のほか、費用の平準化を図ることが可能となります。つづきまして、(3) 包括事業者向けのサウンディング調査の結果につきましては、予定しているプロポーザル選定での公募条件を整理するための意見交換を行いました。参加されたのは4業者で、業者名は公開できないこととなっておりますので、数だけの御報告になります。意見交換の内容は別添の資料にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。(4) 市内事業者向けの説明会については、この新たな取組において包括管理事業者が入ることによって、これまで業務を受注してきた市内事業者の方々が不安を抱くことが想定されますので、その不安を払拭するためにこの事業の仕組みについて説明するものです。日時は7月22日月曜日を予定しております、過去3年間に対象施設の対象業務を受注した業者142社と、対象業務の市内登録業者181社、合計241社に案内し実施するものです。最後に(5) 今後のスケジュールです。本年9月定例会におきまして、包括管理の事業期間を5年間と予定しておりますので、その間の事業費の債務負担行為設定の補正予算を議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。そして公募型プロポーザルを経て、新年度から業務開始するというスケジュールでございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③新公共施設予約システム事業者の決定について、説明をお願いします。

○土田DX推進課長 DX推進課でございます。資料③新公共施設予約システム事業者の決定についてをお開きいただきたいと存じます。新公共施設予約システム事業者の決定について、御説明申し上げます。1の概要でございます。現在、公共施設予約システムを導入していない施設につきまして、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ることを目的としまして、オンライン完全予約やキャッシュレス決済等の機能を有する新たなシステム事業者をプロポーザル方式により、決定いたしましたので、御報告申し上げます。順番を前後しまして申し訳ございません。3の導入施設でございますが、(1)

J : COMフィールド土浦、(2) J : COMスタジアム土浦、(3) 男女共同参画センター研修室の3施設となっております。2に戻りまして、システム事業者でございますが、株式会社パストラレ、システムの運用実績につきましては、全国で89の自治体と契約をしております。茨城県内では、牛久市、守谷市、小美玉市がシステムを導入しております。本市のシステム使用料でございますが、初期費用といたしまして、63万8,000円、月額使用料は、3万3,000円となります。主な機能といたしましては、(1) オンライン完全予約機能、(2) キャッシュレス決済機能、(3) 許可証の電子発行機能を有しております。4の運用開始でございますが、令和6年10月1日火曜日からといたします。5のデジタル田園都市国家構想交付金でございます。新システムの導入につきましては、DXの推進に関し、一定の先進性が認められるため、デジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金に該当しておりますので、初期費用及び初年度の年間使用料の2分の1が国から支弁される予定となっております。既に内示をいただいております。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 J : COMスタジアム土浦は、毎年利用者が多くて、監督者会議とか会議を経て利用者を決めていると思うんですが、今後は予約をすれば優先されるとか優先順位などはどのようになるのでしょうか。

○土田DX推進課長 こちらにつきましては、基本的にはオンライン上で予約、許可証が発行されることになっており、全て完結するものとなっております。導入が10月1日からとなりますので、オンラインで予約をした段階での優先順位になっていくと思いますが、詳細につきましては、これから業者と協議していく必要があると思っております。

○篠塚委員 夏の高校野球とか、いろいろな大会で大分使っていて、空き時間がないような状況になっていると思いますので、その辺の調整がうまくできるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○土田DX推進課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④令和6年度補助金等の見直し事業の概要について、説明をお願いします。

○瀬古澤財政課長 財政課です。資料④令和6年度補助金等の見直し事業の概要についてをお願いいたします。まず、事業の目的でございますが、平成30年度に開催しました本市の補助金等検討委員会につきましては、5年が経過していることもあり、現行の補助金について、第三者機関である補助金等検討委員会において客観的立場から、改めて審査、検討しまして、補助金の透明性・公平性などの確保を図り、行財政改革に資するものとして新年度以降の予算に反映させていくことを目的に、6年ぶりに今年度開催を予定しており、現在準備を進めているところでございますことから、当委員会に関する概要及びスケジュールについて御説明いたします。2番の検討方法でございますが、

前同様、今年度に予算化されている補助金につきまして、検討委員会において審査の手順・方法を整理して、全体的な審査を行うほか、担当課ヒアリングの必要な補助金、おおよそ10件程度を抽出しまして、個別審査も実施する予定でございます。3番目の補助金等検討委員会の委員構成でございますが、土浦市補助金等検討委員会規則第3条に基づき、市の補助金について第三者の立場という視点から、学識経験者など、6名以内としている委員数から、今回は表記の5名の委員にお願いし、進めていきたいと考えております。4番目の開催スケジュールにつきましては、第1回の委員会を6月25日火曜日に、2回目を7月17日水曜日に開催し、補助金の概要説明、委員会の進め方や検討方法の協議や、個別審査とする補助金の選別などを行い、その後の2回の会議において個別審査を実施し、9月26日木曜日に予定している5回目の委員会で提言内容をまとめ、同月30日月曜日に市長へ提言書を提出するという予定で進めてまいります。提言内容につきましては、12月議会の事前総務市民委員会で御報告差し上げたいと考えております。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 補助金のほうに関して、今回同様の陳情が出ていると思うんで、検討委員会で出された結果を踏まえて、平成30年ですか、その後どのようになったのかとか、提言内容等ありましたら、資料で提出していただければありがたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○瀬古澤財政課長 次回の総務市民委員会で、前回から今回までの補助金検討委員会の結果を受けて整理した内容を一覽でお示ししたいと思います。

○篠塚委員 もう1点、随分前に事業仕分けを土浦市で実施したと思いますが、それと補助金の検討は関連性がどのくらいあるのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○瀬古澤財政課長 前回の事業仕分けは、平成20何年かだったかと思うんですけども、平成30年度の補助金等検討委員会におきましては、事業仕分けの検討内容についても反映させて審査したというような記録が残っております。今年度行う補助金等検討委員会につきましては、あくまでも前回の補助金等検討委員会での判定の結果を踏まえた審査というようなことを考えておまして、具体的に前回の事業仕分けというところまでは反映を考えておりません。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、次の本委員会までに、資料のほうはまとめていただければと思います。あとはこの補助金制度そのものがどういったものなのかということについても、改めて何か簡単な資料があれば、その辺りの説明資料も御用意いただければと思いますので、よろしいでしょうか。

○瀬古澤財政課長 篠塚委員からの御依頼がありました資料と、補助金についてまとめた資料を御用意させていただきたいと思います。

○奥谷委員長 どうぞよろしくお願いいたします。協議事項は以上になりますが、その

ほか、市長公室から何かございますでしょうか。

○瀬古澤財政課長 例年作成しております財政ハンドブック、こちらについては予算の概要や、基金・市債の状況、財政比較分析、健全化判断比率等が記載されたものですが、令和6年度版が完成いたしましたので御報告させていただきます。6月4日の全員協議会でもアナウンスさせていただく予定ですが、令和3年度から、サイドブックへの掲載により、配布の対応とさせていただいておりますことから、本年度も、サイドブックのその他資料のフォルダに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。以上です。

○奥谷委員長 そのほか、市長公室からございますか。

○山口市長公室長 特にありません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結について、執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料①土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、6月議会に議案として上程するものです。1ページをお願いいたします。名称は、土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事。工事場所は、土浦市東真鍋町地内でございます。工事内容は、記載の内容でございますが、詳細については、別紙で御説明させていただきます。契約金額は、2億1,692万円でございます。契約の相手方は、市内本社の郡司建設株式会社になります。こちらの内容の契約について、議案として上程するものです。それでは、内容について説明させていただきます。2ページをお願いします。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和7年3月15日まででございます。6番の契約方法でございますが、5月10日に、一般競争入札にて執行いたしました。7番の建物の概要ですが、地上二階建て、鉄筋コンクリート造の811平方メートルの建物で、昭和58年築でございます。8番の工事の目的でございますが、令和3年3月に策定した土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用することを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものです。3ページをお願いします。こちらは、第二中学校の位置図でございまして、赤色の部分が柔剣道場棟となります。4ページをお願いします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、2者から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございます税抜きで2億円、落札率は、98.60%

でございました。サイドブックを一つお戻りいただいて、資料①別添をお願いします。

1 ページは、工事工程表となります。工期は、議会の議決を経た日の翌日から令和7年3月15日まででございます。建築工事、電気設備工事、機械設備工事の各工事とも約9か月間の工事期間でございます。なお、工事期間中の剣道部の部活動につきましては、体育館のステージ等で練習するものです。夜間についても市民に開放しておりますが、工事期間中は、開放は中止となります。2 ページをお願いします。工事の概要でございます。主な工事内容は、屋根、外壁、建具等の改修を行います。長寿命化改良工事内容は、国において基準が定められており、必ず実施する工事といたしまして、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか、構造区分に応じ、鉄筋や鉄骨の腐食対策や接合部の破損部分の補修等が求められております。また、原則として実施する工事といたしまして、耐久性に優れた材料等への取換え、維持管理や設備更新の容易性の確保、断熱、二重サッシ、日射遮蔽などの省エネルギー対策等が求められております。これらを踏まえまして、施設の劣化状況に応じた、工事を行うものでございます。主な具体的な改修箇所でございますが、左側、上の1階平面図を御覧ください。1階は、柔道場になります。こちらは、1階レベルをバリアフリー化するため、玄関前にスロープを設置し、玄関ドアを開き戸から両引き分け戸にするほか、トイレの一部をバリアフリートイレにいたしまして、障害者用トイレを車椅子の方やオストメイト対応に改修いたします。左側、下の2階平面図をお願いします。2階の剣道場でございます。1・2階とも、柔道場及び剣道場の床をそれぞれ競技に適した畳とフローリングに改修します。記載の鋼製床は、鉄等の鋼材を使い、クッションゴムを挟み床下地を組む工法で、強度・クッション性・耐久性に優れ、体育館や柔剣道などスポーツ施設で使用される床で、足腰への負担を軽減させ、転倒時の衝撃を吸収するメリットがございます。つづきまして、右下立面図をお願いします。屋根改修、外壁改修、外部建具改修となっております。屋根は、既存屋根仕上げの上に断熱材を敷き、その上から新たに金属製の屋根を覆い被せることで、断熱性と耐久性を向上させます。外部建具の窓は、断熱性を向上させた複層ガラスとします。外部に面する壁には、内側から断熱材を張り付けることで、断熱性能を向上させます。また、外壁は、高圧洗浄し、再塗装いたします。以上が、主な建築工事内容となります。その他、電気設備・消防設備・給排水衛生設備工事を行います。土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についての説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 まず、外壁塗装に関して、神立小学校でアスベストが後から発見されたというようなこともありましたが、それはもう大丈夫なんでしょうか。

○稲葉教育総務課施設係長 ただ今の御質問に関しましては、教育総務課稲葉より御回答申し上げます。既にアスベストのほうは調査は済んでおりまして、外壁のほうには入っていないことが判明しております。ただし、屋根の部材、仕上げ部材にアスベスト、そのほか、内装にも入っていることが判明しております。先ほど皆藤課長が御説明いたしましたとおり、屋根のほうは、既存仕上げの上に金属屋根をかぶせるということで、アスベストを飛散させない対策をとります。内装に関しましては、アスベスト対策をした

上でアスベスト材を撤去して、アスベスト対策品に取り替える予定になっております。

○古沢委員 これを受注した郡司建設、これは会社を丸ごとどこかの建設会社が買ったと聞いているんですけど。

○皆藤管財課長 申し訳ありません。その辺の情報については私のほうでまだ得ておりませんので、今情報が分かりませんので、調査して、本委員会で報告をさせていただきたいと思います。

○奥谷委員長 それでは、本委員会でお願いします。

○目黒副委員長 武道館の柔剣道場の熱中症対策等はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○稲葉教育総務課施設係長 各施設ともですね、夏場は扇風機を今現在利用しているような状態になっております。大体2台から3台程度で、暑さをしのいでいると。部分的には三中、六中では、スポットクーラーを購入済みで、こういったもので熱中症対策をとっているという状況になります。

○目黒副委員長 場合によっては、スポットクーラーも設置の可能性もあるということでもよろしいですか。

○稲葉教育総務課施設係長 スポットクーラーにつきましては、教育委員会で用意したものではありませんで、おそらく学校側で、何年前だか分かりませんが、購入して設置しているものだと思います。今のところ、学校に関しましては、普通教室、特別教室にエアコンを設置しておりまして、その後、体育館を今後検討していくという段階に入っているんですけども、柔剣道場に関しては、未定となっております。スポットクーラーも各学校に設置するという検討には至ってはいないところです。

○滝田委員 長寿命化工事概要のほうに東側外観写真と全体像があるんですけども、更新する場所のイメージが湧きやすくするために、更新する場所の一部でもいいから添付していただけるといいのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○皆藤管財課長 本委員会のほうで、資料としてその部分を入れた形で、説明させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結について、説明を願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料②清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例、第2条予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、6月議会に議案として上程するものです。1ページをお願いします。議案の内容でございますが、名称は清掃センターごみクレーン外整備工事でございます。工事場所は、土浦市中村西根地内で、工事内容は記載の内容でございます。詳細については、別添資料で説明させていただきます。契約金額は、税込み1億9,500万円。契約の相手方は、東京都港区の株式会社タクマ東京支社でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。2ページをお願いします。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和9年3月15日までで、3か年の継続事業となります。6番の契約方法でございますが、5月20日に随意契約2号を適用し、見積合わせにて執行いたしました。随意契約2号とした理由としては、当該工事については、更新・整備対象となる機器類が、株式会社タクマの独自技術で設計制作・組立て設置された物が多数あり、ほかのメーカーとの互換性も低く、また、その工事の特性及び工事終了後におけるごみ処理プラントとしての総合的性能の確保・適正な維持管理の必要性からも株式会社タクマを工事依頼可能な唯一のプラントメーカーであると判断し、工事を依頼するものです。7番工事の目的でございますが、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設において老朽化の著しいごみクレーンを始めとした機器類の一部更新・整備を行い、処理不能といった事態を招くことがないように、また、今後安全かつ安定したごみ処理を実施していけるように、本工事による本施設の延命化を図ることを目的としているものです。4ページをお願いします。清掃センターの位置図と施設配置図となります。下の施設配置図を御覧ください。工事場所でございますが、粗大ごみ処理施設、ごみ処理施設と記載のある部分の機器類の更新・整備を行うものです。5ページをお願いします。見積合わせの結果でございます。中段に記載のとおり、1社と見積もり合わせを実施したものでございます。サイドボックスを一つお戻りいただいて、資料②別添をお開きください。1ページをお願いします。こちらは、工事スケジュールとなります。工期は、議会の議決を経た日の翌日から令和9年3月15日まで。スケジュール表の黒い矢印の部分が清掃センターでの作業期間となります。ごみ計量器では、契約から令和8年8月までが計量器の製造期間となり、矢印の部分が、清掃センターでの作業期間、10月以降が機器の調整機関といった感じになります。概ね、令和8年11月末で全ての更新・設置工事が終了で、12月からは調整期間としております。2ページをお願いします。こちらでは、ごみ処理施設の工事概要について説明いたします。左上のごみクレーンは、2基ございますが、1号機が平成17年、2号機が平成23年に更新しておりますが、クレーンバケットの爪の消耗、制御盤の劣化が著しいことから更新するものです。右上の消石灰定量供給装置、その下のダスト定量供給装置については、平成13、14年年度の排ガス高度処理施設工事での設置以来一度も更新しておらず、経年劣化が著しいことから更新するものです。左下の回収金属コンベアと、その右側の灰クレーンについては、竣工後30年間使用しており、経年劣化が著しく、使用している部品のなかには製造中止となっているものもあることから、更新するものです。3ページをお願いします。こちらは、粗大ごみ処理施設の工事概要について説明いたします。粗大ごみクレーン、切断機、粗大ごみ供給コンベアについては、竣工後30年間使用しており経年劣化が著しく、使用している部品のなかには製造中止となっているものもあることから、更新するものです。清掃センターごみクレーン外整備工事の説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに資料③滝田一丁目地内市有地に係る二段階一般競争入札の結果について、説明を願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料③滝田一丁目地内に係る二段階一般競争入札の結果についてをお聞きください。本案件は、令和5年度の総務市民委員会で、滝田一丁目地内の市有地について、二段階一般競争入札の方法により売却することについて報告させていただいた案件ですが、4月26日に入札を実施し、売却の相手先を決定したところです。なお、この度の市有地の売却については、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の予定価格が2,000万円以上の動産の売払いに該当いたしますことから、現在は仮契約となっており、この度の議会で議案として提出するものです。議案の内容でございますが、名称は滝田一丁目地内市有地の売却。土地の所在地は、滝田一丁目8番1及び8番2。地目は雑種地。面積は、二筆で1万3,437平方メートル。売払いの方法は、二段階一般競争入札でございます。売却額は、3億900万9,900円。契約の相手先は、つくば市に本社があります株式会社ウイングマネジメントでございます。なお、事業計画の内容ですが、下の位置図をお願いします。8番1には、共同住宅4棟、8番2には個人住宅1棟を建設する計画となっております。2ページをお願いします。入札の結果でございます。中段には、入札参加者1社。左下の最低売却価格は、3億900万9,900円。右下が、落札額の3億900万9,900円。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 二段階というのはどういう意味なんですか。

○皆藤管財課長 二段階と言いますと、まず、入札する場所でございますが、周辺環境に配慮して売却しなければならないというような所はこのようなものを活用することがございまして、第一段階といたしまして、売却後の土地の利活用の案を市役所に提出してもらおうと。つぎに、その中身について、現実性、継続性、周辺環境に配慮しているかどうかというのを審査させていただいた上で、そこを通った業者が、次は第二段階として、価格競争していただくというような入札になります。二つで、1万3,437平方メートルになります。

○古沢委員 平米の単価ですか。

○皆藤管財課長 売却時の平米単価は、8番の1が平米2万2,700円でございます。8番の2が2万3,400円でございます。

○奥谷委員長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)、物価高騰対応重点支援給付金給付事業について説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。令和6年度一般会計補正予算(第1回)(案)の物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)について説明いたします。なお、今回の補正予算(第1回案)では、定額減税の実施に伴い、計画減税をしきれない方に対

する物価高騰対応重点支援給付金給付事業調整給付に必要な経費となりますので、事前に別添資料により、定額減税等について説明してから説明したいという存じます。資料④の別添をお願いいたします。今回の定額減税実施に伴いまして、1の定額減税と、定額減税を補足する給付として、定額減税をしきれないと見込まれる方に、所得税及び個人市・県民税の差額分を給付する2の物価高騰対応重点支援給付金給付事業の二つがございます。それでは、まず、1の定額減税について説明いたします。なお、定額減税は、令和6年4月1日から実施されますことから、今回の定例会において、専決処分による市税条例の一部改正を報告するものでございます。(1)の趣旨につきましては、国が、令和6年度の税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の個人市民税において定額減税を実施するものです。(2)の方法につきましては、令和6年度の個人市民税の所得割額から定額減税額を特別控除するものです。なお、定額減税の対象となる方は、令和6年度の個人市民税の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入に換算しますと年収2,000万円以下の方に限ります。特別控除額としましては、本人が1万円で、控除対象配偶者・扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円の減税額となります。(3)の市民税減税額につきましては、本市においては、令和6年度の個人市民税の収入調定見込額から、約6億1,000万円が減税額となります。また、対象者数につきましては、約10万6,000人となります。なお、減税額分については、国が全額補填いたします。つづきまして、2の物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)について説明します。こちらは、今回の定例会において、補正予算(案)として上程する議案でございます。(1)の趣旨につきましては、定額減税を補足する給付として、定額減税をしきれないと見込まれる方に、所得税及び個人市・県民税の差額分を給付するものです。算出例を用いながら、説明します。夫、妻、子が2人の4人世帯で、妻と2人の子の3人は、いずれも夫の扶養の場合、夫の年税額は、所得税が2万円、市県民税の所得割額1万2,000円の場合、調整給付する金額は、13万円となります。給付額を算出する計算式としましては、アの所得税においては、(ア)の定額減税額は、1人当たり3万円であることから、3万円×4人=12万円が定額減税額となります。この定額減税額に対し、所得税から引ききれない額が、(イ)の12万円から2万円を差し引いた①の10万円が調整給付額となります。つづきまして、イの市・県民税においては、(ア)の定額減税額は、1人当たり1万円であることから、1万円×4人=4万円が定額減税額となります。こちらも調整給付額が発生します。この定額減税額に対し、市県民税の所得割額から引ききれない額が、(イ)の4万円から12万円を差し引いた②の2万8,000円が調整給付額となります。ウの最終的な調整給付額の合計額としましては、①+②=12万8,000円で、1万円未満切り上げにより、13万円が給付されます。(2)の対象者につきましては、本市においては、対象者数が約3万人となります。(3)の経費につきましては、給付金及び事務費を合わせて、約9億7,208万1,000円となります。なお、給付にかかる経費については、こちらも国が全額補填いたします。(4)のスケジュール(案)としましては、令和6年7月下旬から8月頃にかけて対象

者に通知を行い、8月から9月にかけて申請の受付を行い、9月中旬以降に調整給付金（差額金）を交付するスケジュール（案）で考えております。以上が、定額減税と定額減税を補足する給付として、定額減税をしきれないと見込まれる方に、所得税及び個人市・県民税の差額分を給付する物価高騰対応重点支援給付金給付事業（調整給付）の説明でございます。サイドブックの資料④にお戻りください。それでは、令和6年度土浦市一般会計補正予算（第1回）（案）の物価高騰対応重点支援給付金給付事業（調整給付）について説明いたします。1の補正理由につきましては、先ほど説明いたしました定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を調整の上、給付するため、それに伴う必要な経費を増額補正するものでございます。なお、経費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものでございます。2の補正予算額につきましては、歳入として、16款国庫支出金、4項国庫交付金、1目総務費国庫交付金で、今回の補正額は、9億7,208万1,000円となります。歳出としまして、2款総務費、2項徴税費、2目賦課費に、給付に必要な経費を計上しております。主な内訳としましては、3節職員手当が職員の事務処理の増大に伴い、時間外勤務時間の増加によるものでございます。10節需用費が事務用消耗品など、11節役務費が申請書類などの郵送料及び派遣会社の社員に係る業務手数料で、12節委託料は電算業務の委託に伴う経費となります。18節負担金補助及び交付金につきましては、差額分の給付金となります。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 定額減税の場合には、一括した減税じゃなくて、その内容、毎月ずっとこう明細を示すということらしいんですけど、それに関してはどういうことなんだろうね。例えば、市の職員であれば、毎月の給料から毎月、引かれるようになるわけ。

○田中課税課長 例えば、市の職員、給与所得者、こちらに関しましては、令和6年分の市民税に関しては徴収しないで、定額減税後の税額を7月から翌年の5月分まで11か月で定額減税を割り返して徴収すると、そういった流れになってございます。

○古沢委員 物価高騰対応重点支援給付金は、これは現金で対象の家庭にということになりますか。

○田中課税課長 現金で振り込みで対応いたします。

○奥谷委員長 つぎに、報告に移ります。まず、専決処分等の報告について、資料⑤土浦市税条例の一部改正専決処分について説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。土浦市税条例の一部改正の専決処分を行ったものについて、御報告いたします。サイドブックの資料⑤の1ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、3月の通常国会において可決・成立し、令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行となりました。これに伴い、市税条例も地方税法に合わせて改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により、改正させていただくものでございます。なお、こちらの市税条例の一部改正の専決処分を行ったものにつきましては、本年3月に開催された総務市民委員会において、主な改正内容について、説

明させていただいたところでございます。つづきまして、2の改正の内容について説明します。はじめに、(1)の個人市民税関係でございます。(1)の個人市民税関係のア、個人市民税の定額減税の実施につきましましては、先ほど説明しました定額減税の実施に伴う改正でございます。定額減税の実施に伴い、特別税額控除、徴収の方法及び納税通知書などに特別税額控除に係る規定を新設するなどの改正になります。下段の表が改正する条文となりますが、付則第10条の5から付則第10条の8までが、定額減税の実施に伴う規定の新設で、付則第11条から、付則第21条の3の3までは、定額減税は最終的な税額に対して減額されるものですから、これらの特例の控除を行った後に、定額減税を実施する規定を追加する改正となります。つづきまして、イの令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人市民税の特別措置でございます。現行の法律などでは、令和6年中に起きた災害により住宅や家財などの資産について損失が生じたときは、令和7年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象としておりましたが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の災害により損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとする改正でございます。つづきまして、(2)の固定資産税関係でございます。今回の税制改正に伴い、アの固定資産税の課税標準の特例割合を追加するものが二つございます。一つ目が、バイオマス発電設備に関するものでございます。バイオマス発電設備に関する特例は、これまでもありましたが、今回は、その中の一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス固定燃料区分に該当するもので、発電出力が1万キロワット以上2万キロワット未満について、新たに、わがまち特例で特例率を定めることとなります。現行では、国の参酌どおり3分の2の特例率でしたが、今回の税制改正で木質バイオマス等の区分の特例率が、国の参酌は7分の6に定められ、本市においては、これまでも国の参酌基準を適用していたことから、今回も国の参酌どおり、7分の6を特例割合としております。二つ目の、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準額の特例ですが、市町村による公共施設の整備等と一体的に行われる事業であるため、新たにわがまち特例で特例率を定めることとなります。現行の減額割合は2分の1で、今回のわがまち特例の割合については、国の参酌も2分の1に定められていることから、こちらにつきましても、ほかのわがまち特例と同様に、国の参酌2分の1の特例割合としております。つづきまして、イにつきましましては、区分所有のマンションは、マンション管理組合の管理者から提出された申告書が、その建物が長期優良住宅に該当すると認定された場合、区分所有者それぞれから申告書の提出がされなくても、減額措置が受けられるようになる、申告の見直しの改正でございます。つづきまして、ウの固定資産税の負担調整措置等の延長につきましましては、固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置及び下落修正措置の仕組みを、引き続き、3年間延長するものでございます。つづきまして、(3)の都市計画税関係でございます。こちらは、先ほど(2)固定資産税関係のウで説明しました負担調整措置等を、都市計画税においても同様に、3年間延長するものでございます。4ページをお願いいたします。(4) 個人市民税・固定資産税関係、アの職権

による減免を可能とする規定の追加でございます。こちらは、個人市民税、固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると市長が認める場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。3の専決処分の日につきましては、令和6年3月30日で、4の施行日は、令和6年4月1日でございます。5ページからが条例の改正文でございます。また、資料⑤の別添が、条例文の新旧対照表でございますので、後ほど御覧ください。なお、今回、地方税法の改正に伴い、令和6年4月1日から施行となるものにつきましては、専決処分による改正をさせていただきましたが、早急な改正を要しない内容のものにつきましては、改めて次回以降の議会に上程させていただき、議決をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥公用車交通事故に係る和解について、説明を願います。

○田中課税課長 課税課でございます。公用車交通事故に係る和解について、専決処分の御報告をいたします。資料⑥をお願いいたします。1の事故の日時につきましては、令和6年2月7日水曜日、午後4時10分頃で、2の発生場所は、神立地区コミュニティセンターの駐車場でございます。3の概要につきましては、公用車を神立地区コミュニティセンターの駐車スペースに駐車しており、市職員が運転席に乗り込もうとドアを開けた際、その右隣に駐車していた相手の車体に接触したものでございます。4の過失割合としましては、市側が100%で、相手側は0%となります。5の和解概要につきましては、本市が相手方に対し、損害賠償額金34,100円を支払い、令和6年3月22日付けで和解したものでございます。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦広島平和使節団の派遣及び原爆パネル展の開催について、説明を願います。

○細野総務課長 総務課でございます。私からは、広島平和使節団の派遣及び原爆パネル展の開催について、御説明いたします。資料は、資料⑦をお願いいたします。1番の平和使節団の派遣につきまして、本市では、平和の大切さ、戦争の恐ろしさ等を後世に伝えることを目的として、中学生・市民代表からなる平和使節団を結成し、平成6年から広島市平和記念式典に派遣しております。今年度も派遣の準備を進めているところでございます。なお、令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの影響により派遣を中止しております。2番の派遣団員につきまして、派遣を再開しました令和4年度以降、会場の自治体向けの座席数が従来の約半分となり、人数制限により本市に参加人数の割当がございました。そのため、中学生を優先としましたが、これまでの各校2名の派遣から1名にし、合計8名での参加になっております。本年度の開催につきましても、会場の安全対策強化により前年度と同規模で行うと広島市から発表されておりますので、中学各校から1名ずつの8名、そして、市民代表として、地区長連合会、女性団体連絡協

議会、青年会議所から1名ずつの3名に加えて、引率教諭、随行職員の合計14名で申し込みをしておりますが、割当の人数によっては、中学生を優先して派遣したいと考えております。3番の派遣スケジュールにつきましては、7月30日に、使節団の結団式・事前学習会を行い、8月6日の平和記念式典への出席に向け、5日に出発、7日に帰着の3日間にわたる派遣となります。派遣された中学生は、9月21日に、県南生涯学習センターにおいて開催を予定している人権、平和、ダイバーシティ、協働の四つの合同イベントにて、スライド上映・感想文朗読などの体験発表を予定しております。また、この体験を広く伝えるため、作成した感想文集を小学校と中学校に配布しております。4番の原爆パネル展の開催につきましては、広島・長崎の原爆被害の実相を、より多くの市民に知っていただくため、広島市から原爆パネル30点とDVDをお借りし、8月6日から18日までの約2週間の日程で、市民ギャラリーにおいて開催するものでございます。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧投票所における支援(投票用紙記入補助具の導入)について、説明を願います。

○細野選挙管理委員会書記次長 選挙管理委員会です。投票所における支援について、御説明いたします。資料は、資料⑧をお願いいたします。1番の概要につきまして、土浦市選挙管理委員会では、視覚の障害をお持ちの方が投票する際、投票用紙への記入をサポートする投票用紙記入補助具を、期日前投票所を含む全ての投票所に導入することといたしましたので、お知らせいたします。公職選挙法により選挙事務従事者が記入する代理投票が認められておりますが、その際には選挙事務従事者2名が立ち会うこととなりますので、選挙人が自分が誰に投票したのか周囲の人に分かってしまうのではという不安やプライバシーへの配慮、そして、自分で候補者名を書きたいという思いに応えることができるものとして大変有用なものでございます。2番の投票用紙記入補助具につきまして、資料に補助具の写真を掲載しております。市販のクリアホルダーを使用し、中に投票用紙を入れたときに、ちょうど候補者氏名を記入する箇所を切り抜き、その周りを黒いテープで囲んだ簡易なものでございます。表面を手で触ることで、記入する位置が分かるようにして、投票用紙のどこに書いていいか分からないという不安を解消できるものになっています。(1)の使用方法については、係員にお申し出いただく、またはこちらからお知らせした上で、投票用紙をセットするなどサポートして御利用いただきます。なお、この投票用紙記入補助具は、選管職員が手作りをしますので、次回の選挙に間に合うように準備をしているところです。3番その他の支援としまして、障害をお持ちの方だけでなく、全ての有権者の方々に気持ちよく投票していただくために、投票所の環境整備、手助けや案内等の支援を行っております。参考までに、次のページに、コミュニケーションボードを添付しております。これは、投票にきた方が話すのが難しい、あるいは難聴の方を対象にしたもので、投票所で良くある問合せ等についてイラストや文字で記載したもので、円滑なコミュニケーションを図るために、昨年の市議選か

ら導入したものでございます。説明につきましては、以上です。よろしく申し上げます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○滝田委員 こういったコミュニケーションボードというのは、選挙前に何か広報紙などで周知しているのでしょうか。

○細野選挙管理委員会書記次長 こちらの広報につきましては、市役所のホームページ、または公式LINE等でお知らせをしております。

○滝田委員 ありがとうございます。ぜひこういった部分で、なかなか自分たちはこう目が見えたりとか聞こえたりする部分なんですけど、そういう部分で気付かない点がさらに今後出てくると思うので、何か工夫できる部分があったら、こういった部分で何かサポートできる部分がありましたら、どんどん進めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。今日実物をお持ちになっていませんか。もし良ければ、委員の皆さんに見ていただくことはできますでしょうか。

○細野選挙管理委員会書記次長 写真では分かりづらいと思いますので、実物をお持ちしました。こちらにつきましては、実際に先ほど御説明しましたように、ちょうどA6の大きさのクリアフォルダを、投票用紙の氏名を書く所をくり抜いたものでございます。投票用紙の記入につきましては、必ずその枠内に記入しなければいけないということではございませんので、例えば枠外であっても、または投票用紙の裏面に記入しても、候補者名がはっきり分かれば大丈夫であると、有効であるというような判例が出ておりますが、やはり視覚障害の方につきましては、なるべくその投票用紙の枠の中に記入したいという思いがございますので、そのような器具を作成したところでございます。また、先ほど滝田委員から御質問いただきました周知の方法なんですけども、今回の投票用紙記入補助用具につきましても、市役所のホームページをはじめ、各種SNSですね、そちらでお知らせをすることにはなるんですけども、本市に視覚障害者の団体で、土浦視覚障害者福祉協会がございます。そちらの総会におきまして、直接お知らせをする予定になっております。以上でございます。

○奥谷委員長 よろしく願いいたします。その他、執行部から何かございますでしょうか。

○塚本（哲）総務部長 ございません。

○奥谷委員長 それでは、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 今回、パワーハラスメントが庁内であったという報告がありましたが、実際にあった事件から8年ぐらい経過しているのに、処分までの経過と結果について、御報告いただければと思います。

○塚本（浩）人事課長 人事課でございます。今回の事件につきましては、被害を受けた職員から昨年3月に相談があったことにより発覚したものでございます。なぜ、この7年も経過したこの時期なのかということにつきましては不明ですが、なかなか言い出せなかったということ、それから、ちょうど相談の約1か月前の令和5年2月から3月にかけて、ハラスメントに関するアンケート調査を行っておりまして、そういっ

たことも理由の一つじゃないかなというふうに思っております。そして、この調査方法や経過については、被害を受けた職員からの相談内容を、行為を行った職員に2回聞き取り調査を行いました。また、被害を受けた職員と同じ課の職員に、相談内容で名前が出てきた職員に聞き取り調査を行ったというようなことでございます。それらをもとにいたしまして、分限懲戒等審査委員会というものを開催いたしまして、対象事実を特定して対象事実を被害者それから加害者の両方に再度確認をいたしまして、加害者のほうから弁明書を提出してもらい、最終的に処分に至ったというところでございます。公表した理由につきましては、土浦市の職員の懲戒処分の公表基準がございまして、それに照らし合わせて戒告以上ということで公表したものでございます。以上でございます。

○篠塚委員 先ほどアンケート調査をされたと聞きましたが、パワーハラスメントとかカスタマーハラスメントとかいろいろなハラスメントがあると思いますが、それに対する職員のアンケート調査をされたのか。また、アンケート調査は定期的を実施しているのでしょうか。それから、カスタマーハラスメント対策として、この間のテレビの取材で名札を変えたというような実例を挙げていましたけれども、そのほかにも、カスタマーハラスメントに対する対処方法、それから実際にどのぐらいのカスタマーハラスメントがあるのか、教えていただきたいと思えます。

○塚本（浩）人事課長 昨年2月、3月にかけて行いました調査につきましては、本市で策定してございますハラスメントの防止に関する指針について、内容を知っているかとか、そういうような内容のアンケートでございます。実際に受けているかどうかということではなく、ハラスメント防止に関する指針策定、あるいは相談窓口が人事課にあるということを知っているかというような内容の調査でございました。ハラスメントについては、いろいろな類型があるかと思いますが、定期的にとということではなく、たまたま周知状況、よく理解しているかどうかということで行ったものでございます。つぎに、名札の件でございますが、名札につきましては、カスタマーハラスメントの防止ということではなくて、あくまでも職員個人のプライバシーの保護という観点から、フルネームから名字のみにしたというところでございます。そのほかの対策ということでございますが、法的な観点を含めまして早期の対応というのが必要かと思っております。リスクアドバイザーによる職員の相談窓口を設置したり、あるいは法務専門官を任用いたしまして、様々な法的観点から相談をする体制を作っているところでございます。また、カスタマーハラスメントの延長になろうかと思いますが、クレーム対応マニュアルというものを作成してございまして、こちらについても昨年5月には、不当要求に発展した際の所属長の判断基準であったり、対応について改定するとともに、このクレーム対応のフローを作りまして、周知を行ったところでございます。あと、実例ということでございますが、実例につきましては、カスタマーハラスメント、それから、ハードクレーム、あと不当要求、いろいろな段階があろうかと思いますが、それぞれの部署において対応してございまして、いろいろな話は人事課のほうにも聞こえてきているところでございます。このうち、警察のほうへ通報いたしまして、対応したような例でございますが、大声を出さないように注意したところ、その後は落ち着いたところでござい

ますが、用件が進んでも、大声を出さないようにという注意されたことについて、謝罪をしろというようなことで、用事が済んでも退去せずに居座ったということで、退去しない場合には警察のほうへ連絡いたしますということで、警察のほうへ通報した例がございます。また、ほかの窓口でございますが、大きな声を出しながら机を叩くなどの行為に及んだため、やめてくださいと注意を促したにもかかわらず、その行為を辞めずに続けていたために、110番に通報したというような事例もございます。これらの事例につきましては、人事課と担当部署のほうでいわゆるカスタマーハラスメントということで認識を一つにして対応しているということではなくて、それぞれの部署の対応ということになっているところでございます。

○篠塚委員 もう1点。石岡市では、職員に対して議会からのパワーハラスメントがあるかというアンケート調査をしたり、水戸市議会では、ハラスメントに関する条例を制定しております。土浦市としては、議会との関係でアンケートとか、そういう意見はこの場ではなかなか言えないでしょうが、条例化することによって、ハラスメントの抑止につながるということはあるかと思いますが、それを議会だけではなくて、執行部側で条例化するようなことを検討したり、そういうようなことは考えてますでしょうか。

○塚本（浩）人事課長 今現在のところ、条例を制定しようという動きは全くございません。今現在ですね、自由民主党のほうで、カスタマーハラスメントの総合的な対策強化に向けた提言というのが、今月の14日に政府のほうに出されているようでございます。この後、国のほうで何らかの動きが出てくるのかと思いますが、そういったものを注視しながら、必要であれば検討もしていく必要があろうかなというふうに思っております。さらに、水戸市の例がございましたが、条例を私も拝見をいたしました。実際に議長さんが代表者会議を開催したり、ハラスメントに当たる行為が確認されたときは、議員の氏名の公表とかいろいろな措置があるようですが、なかなか相談や申立ての窓口について、どのような形で相談できるのかということが分からないと、実効性があるのかどうか分かりませんので、この後の動き等々も注視していく必要があるかなというふうに感じております。

○奥谷委員長 このカスハラに関しては、最近マスコミ等でも大分取り上げられるようになってきましたので、職員の方からも随分前のことが今回のように出る可能性もあるかなというふうに思いますので、出たときの対応と、あとはそういったことがこれから起きないように、職員の研修も含めて、引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、総務部の案件については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。再開を午後1時15分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（総務部退席）

（休憩：午後0時15分）

（再開：午後1時15分）

（市民生活部入室）

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。それでは、市民生活部の案件につい

て、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①土浦市手数料条例の一部改正（案）について、執行部から説明を願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。よろしくお願いたします。資料①土浦市手数料条例の一部改正（案）について、御説明いたします。資料が縦形式のものと横形式のもの二つに分かれておりますので、はじめに、左側の資料①を選択願います。

1の改正の趣旨でございますが、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的に、土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土条例を定めており、その埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、土浦市手数料条例に基づき、手数料を納めなければならないとしております。当該手数料は、許可の申請及び変更許可の申請時に徴収しているもので、変更許可申請手数料については、現在埋め立てる土地の面積の増加の場合に限り、手数料を徴収する運用としていますが、県内の同規模自治体の状況を比較したところ、煩雑化しているとともに、手数料の金額にも大きな乖離が見られることから、土浦市手数料条例別表第2に規定する土地の埋立て等許可申請手数料の一部を改正するものです。2の改正の内容でございますが、一つ目として、別表第2の1の項、許可申請手数料の文言を一部修正、二つ目として、別表第2の2の項、変更許可申請手数料を、変更後の埋め立てる土地の面積の区分に応じて、全て手数料を徴収する運用とするため、所要の改正をするものです。この改正によりまして、今までは手数料を徴収していなかった埋立て等を行う期間の延長、埋立て等に用いる土砂等の発生場所や数量の増加などについても、県内の同規模自治体と同様に手数料を徴収することとなります。また、県内の同規模自治体と同様に、区分を面積毎と明瞭にし、手数料の金額を同等とするものです。3の施行日でございますが、料金の改定となりますので、半年以上の周知期間を設け、令和7年4月1日からといたします。2ページから4ページが条例案文となっております。それでは、一度閉じていただきまして、もう一つの資料①横形式のものを選択願います。5ページから7ページが新旧対照表となっております。左側が改正後、右側が改正前で、赤字の部分が変更箇所となります。まず、5ページの許可申請手数料については、区分に「埋立て等区域の面積が」などという文言を付け足し、分かりやすくしております。また、6ページから7ページの変更許可申請手数料については、右側の改正前では、区分をアイウの三つに分けておりまして、ア埋立て等区域の変更を行うもの（面積の変更を含むものを除く。）、イ埋立て等区域の面積の変更を含む変更を行うもの（面積の増加により区分を変更するものを除く。）、ウ埋立て等区域の面積の変更を含む変更を行うもので、面積の増加に伴い区分を変更するものとしておりまして、煩雑化している状況であったことから、左側の改正後のように、県内の同規模自治体と同様、区分を面積毎と明瞭にし、手数料の金額を同等といたします。8ページに県内の同規模自治体との手数料比較がございます。水戸市、日立市、つくば市と比較したもので、左側が許可申請手数料、右側が今回改正する変更許可申請手数料となります。半分より下が、土浦市の改正前と改正後のもので、1,000平方メートル未満が5,000円、1,000平方メートル以上

3,000平方メートル未満が12,000円、3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満が35,000円とするものです。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②令和6年度姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業について、説明を願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。令和6年度姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業について御説明いたします。サイドブックの資料の②をお願いいたします。パロアルト市中学生受入事業につきましては、次代を担う国際感覚に優れた人材育成を図ることを目的に、平成20年から土浦市国際交流協会と本市の共催により実施しております。例年、3月に市内の中学生、16名を姉妹都市のパロアルト市に派遣するとともに、6月にはパロアルト市より同じく中学生16名を本市で受入れを行っております。どちらもホームステイによりその国の生活を体験してもらうものです。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年6月の受入れを最後に中断していましたが、昨年度より一部条件を設けながら再開しております。今回の受入れは、今年3月に本市からの中学生派遣の際、ホストファミリーとして受け入れていただいた中学生が本市にホームステイに来る形となります。2の事業内容ですが、中学生16名、引率者4名の20名の来日を予定しております。スケジュールは表に記載させていただいたとおりでして、6月7日から15日までの9日間となり、その間、ホームステイをはじめ、土浦や日本の生活、文化を体験していただくこととなります。13日には市長表敬訪問も予定しております。3の交流の経緯ですが、平成5年、旧新治村にあったパロアルト市の企業の社員の方により始まった民間でのホームステイ体験が交流のきっかけとなり、本市とは平成21年に姉妹都市の締結を行い、本年には締結15周年を迎えます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 ホームステイが、日光の1日だけを抜いて丸になっているということは、御当地で、東京なら東京でホームステイするということですか。

○大貫市民活動課長 ホームステイのほうは、土浦にいる間はホームステイで、6月14日の東京見学というところは日帰り、夕方までに土浦に戻りますので、全て土浦でホームステイということになります。

○滝田委員 ホームステイ受入れ側のほうとしまして、今回20名の方が来るということで、受入れ側の基準といったものは何かあるんですかね。

○大貫市民活動課長 ホームステイの受入れ側の基準ということでございますが、今回であれば、ホストファミリーをする御家庭は、3月にその御家族のお子さんがパロアルト市へ行った御家庭が、今度はパロアルト市のお子さんをホストファミリーとして迎え入れるというのが基本になっております。ただ、事情によりパロアルト市には行かなかったけれども、迎え入れはできないという場合がありますら、その都度検討しまして、迎え入れてくれるホストファミリーを探すなどの調整は出てくると思います。今回は全て行

った御家庭が受け入れるという形になっていると思います。

○奥谷委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③第2次土浦市多文化共生推進プランの策定について、説明をお願いします。

○大貫市民活動課長 第2次土浦市多文化共生推進プランの策定について、御説明いたします。サイドボックスの資料の③をお願いいたします。多文化共生推進プランにつきましては、異なる文化的背景を持つ外国人と日本人が同じ市民として、互いを尊重し、支え合いながら暮らしていけるまちづくりの指針として、第1次となるプランを策定いたしました。1次プランの策定から10年が経過いたしますので、これまでの取組状況や昨今の社会情勢等も検討に含めた第2次プランを策定するものです。計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間を予定しております。プランの進行管理、策定に当たり、外部委員による検討委員会を設置しております。次のページの名簿のとおりでございます。総務市民委員会からは、引き続き、柳澤委員に検討委員をお願いしたいと存じます。最後に策定スケジュールにつきましては、表に記載させていただいたとおり、全4回の検討委員会を行い、今年度末には策定、御報告できればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。御説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④らくらく窓口証明書交付サービスの開始について、説明をお願いします。

○菊田市民課長 資料の④をお願いいたします。らくらく窓口証明書交付サービスの開始についてでございます。まず1番の事業の概要ですが、平成28年度からコンビニエンスストア等の端末で住民票、印鑑証明書、税証明書を発行するサービスを行ってまいりました。このコンビニ交付と同様のサービスを市民課窓口でも行うものでございます。マイナンバーカードやスマートフォンを利用しまして、タブレット端末を設置しまして簡単なタッチパネルの操作で証明書を発行できるものです。コンビニ交付との違いでございますが、市役所の場合は、窓口で受付表、交付手数料と引換えに職員が証明書を交付する点が異なってまいります。申請書記入や本人確認の提示が不要となりまして、書かない窓口となります。それゆえに、手続の簡素化、利便性の向上、窓口滞在時間の減少が見込まれます。その下の米印の1番のところでございますが、マイナンバーカードやスマートフォンを利用する際に、利用者証明用電子証明書として4桁の暗証番号を使用しまして、サービスを受けるものでございます。2番の設置場所でございますが、本庁1階市民課の36番窓口付近でございます。3番の手数料につきましては、各証明書1通につきまして、200円でコンビニ交付と同じでございます。4番の運用開始日は令和6年6月3日月曜日からでございます。5番の導入のメリットですが、窓口の混雑緩和と税証明につきましては、木曜日の時間外延長の際や日曜日の開庁の際には税関係の職員が不在であるために証明書を発行していないのですけれども、今後はコンビニ交

付と同様に対応可能となります。導入費用につきましては、コンビニ交付参加自治体の場合にはソフトウェアが無償で提供されまして、機械のリース料のみが必要経費ということで、大変安価になります。1台で月9,930円でございます。コンビニ店舗内に設置されている多機能端末、マルチコピー機と同じ画面で操作ができて、利用者に操作を体験していただいて、次回以降にコンビニ店舗内での取得を促すことができます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 1台で9,930円ということですが、何台設置する予定ですか。

○菊田市民課長 今回は市民課に1台だけです。

○篠塚委員 これも増やしていく、また、出張所等に置くとか、公民館に置くとかということは考えていらっしゃいますか。

○菊田市民課長 今後増やしていきたいという考えはございまして、政策的に要求していきたいと思っております。

○奥谷委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤戸籍証明書等広域交付開始後の状況について、説明を願います。

○菊田市民課長 資料⑤をお願いいたします。戸籍証明書等広域交付開始後の状況についてでございますが、戸籍法の一部改正で、令和6年3月1日から戸籍証明書の広域交付が始まりました。本籍地以外の市区町村の窓口で、戸籍証明書等を請求できるようになりました。これによりまして、本籍地が遠くにある方でもお住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。1番の実績等でございますが、真ん中の表につきましては、戸籍証明書等の発行件数につきまして、広域交付開始の前、令和5年の3月から令和6年2月までの一年分の件数と令和6年3月の開始後、令和6年3月と4月の2か月分についての件数、そして個人への交付として、窓口と郵送での交付、そして公用での交付としての窓口の分と公用分の件数を載せております。それぞれを月数で割りまして、平均を出して、その上で月平均の伸び率を出しております。分析の結果としましては、月平均の伸び率の合計の部分、一番右側の部分を御覧いただきますと、1.30とあります。これは、30%増加したということで、広域交付前後の比較では、月当たりの発行件数は、30%の増加ということでございます。窓口当たりの月平均伸び率は1.38、郵送のほうは0.92でございます。窓口での件数が増加しまして、郵送での件数が減少しております。本籍地が遠方の場合に、郵送で請求せずに、最寄りの市区町村の窓口で請求していると、そういうケースが増加していると思われま。公用の請求の部分でございますけれども、月平均の伸び率は公用の窓口で2.20倍、公用の郵送では0.85でございます。公用での請求は、窓口で増加、郵送で減少ということです。市役所の各課の業務の中で、戸籍を取得して、調査を行うものがございまして、これまで本籍地に郵送して請求していたものが、市民課窓口で取得が可能とな

ったために、増加しております。ほかの市区町村でも同様の処理をしております、実際そのように聞いております。そのために郵送請求が減少していると思われま。これによりまして、市としましては、郵送料の減少、各課業務に必要な書類のスムーズな取得という効果が得られているものと考えております。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について、説明を願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。よろしくお願いたします。資料⑥指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について、御説明いたします。令和6年4月1日から改正気候変動適応法が施行され、極端な高温時に暑さをしのぐ場所として冷房設備を備えた施設等を開放し、熱中症リスクを低減することを目的とした指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を市町村長が指定できる制度が始まりました。この制度は、公共施設、民間施設を問わず、地域であらかじめ避難場所を確保し市町村長が指定した施設で、新たに創設された熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放するもので、今年度の運用期間は4月24日から10月23日までの半年間となっております。本市におきまして、公共施設では8か所の市内各中学校地区公民館、民間施設ではイオンモール土浦をクーリングシェルターとして指定します。なお、指定を受けた施設は、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放することとされておりますが、今回指定する施設は、熱中症特別警戒アラートの発表の有無に関わらず、開放することといたします。また、市役所本庁舎の市民ラウンジなど、既に多くの方が利用していることから、各中学校地区公民館以外の公共施設においても、涼みながら休憩できる場所として、気軽に利用していただくよう周知いたします。指定施設の詳細については、下に記載したとおりとなりますが、期間は6月1日からといたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 クーリングシェルターの場所と分かるようなシールとか、施設に目印のようなものは付ける予定はありますか。

○日高環境保全課長 大きめのポスターを作成して、公民館の入り口等に掲示する予定でございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部からございますか。

○水田市民生活部長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、市民生活部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆様は、協議事項がございますので、そのままお待ちください。

(市民生活部退席)

○奥谷委員長 つぎに、私から皆様に御相談がございます。お手元に配布してございます会議録のとおり、3月15日に開催した総務市民委員会の陳情の審査において、特定の個人を識別することができる発言が陳情者からありましたことを確認いたしました。今後、会議録を公開した際に、個人が特定され、不利益が及ぶ可能性があることから、委員会として、この部分について、発言の取消しを行いたいと思います。手続といたしましては、質問の取消しを行いますと、回答も不要となることから、質問の取消しを行いたいと思いますが、目黒副委員長、いかがでしょうか。

○目黒副委員長 委員長の説明のとおり、質問は撤回をさせていただきます。すみません、お願いします。

○奥谷委員長 それでは、皆様にお諮りいたします。目黒副委員長の発言を取り消すことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、取消しの手続を行いますので、よろしくお願いします。なお、お配りした資料については、個人情報が含まれておりますので、回収させていただきます。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。